**都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付要綱**

制　　定　平成20年６月23日都筑福第1226号（区長決裁）

最近改正　令和２年３月30日都筑福第1537号（区長決裁）

　（目的）

第１条　この要綱は、「都筑区地域福祉保健計画」の基本理念と目標に基づき、高齢者や障害者など、災害時に避難が困難と予想される者（以下「要援護者」という。）に対して、地域の自主的な支援活動を行う団体に、その活動費の一部を補助することにより、地域の要援護者を含めた防災力強化や支えあいの仕組みづくりを行うこと（以下「災害時要援護者支援活動」という。）を目的とする。

２　都筑区災害時要援護者支援事業に関する補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象）

第２条　補助対象は、都筑区内の地区連合町内会自治会のうち、災害時要援護者支援活動に取組む団体とする。

（交付方法）

第３条　この要綱に基づく補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

（交付基準）

第４条　第２条に掲げた団体に対する補助金は、当該団体が４月１日から翌年３月31日までの間に行う活動を対象とし、交付基準は、別表のとおりとする。

２　補助金の交付は、同一の団体に１会計年度あたり１回を限度とする。

（交付申請）

第５条　補助金規則第５条第１項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期日は、原則、毎年５月の末日とする。ただし、都筑区長（以下「区長」という。）が必要と認める場合には提出期日を延長することができる。

２　補助金規則第５条第１項の規定により補助金の交付を受けようとする団体が提出する書類は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付申請書（第１号様式。以下「補助金交付申請書」という。）を用いなければならない。

３　補助金規則第５条第２項の規定により必要とされる補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に関する書類とする。

(1) 都筑区災害時要援護者支援事業計画書（第２号様式）

(2) 都筑区災害時要援護者支援事業収支予算書（第３号様式）

(3) 申請団体の規約、定款その他これらに類する書類

(4) 申請団体の収支予算に関する書類

　（交付決定）

第６条　区長は、前条の規定に基づく交付申請があった場合は、その内容の審査を速やかに行い、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

（交付決定通知）

第７条　補助金規則第８条の規定による補助金交付決定通知は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付決定通知書（第４号様式）により行うものとする。

２　補助金規則第６条第３項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金不交付決定通知書（第５号様式）により行うものとする。

（申請の取下げの期日）

第８条　補助金規則第９条第１項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請団体が決定通知の交付を受けてから20日後の日とする。

（補助金交付の請求）

第９条　補助金規則第18条第１項の規定による補助金の交付の請求は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付請求書（第６号様式）により行わなければならない。

（補助金交付時期の例外）

第10条　補助金規則第17条の規定により市長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、団体の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業を実施できない場合とする。

２　前項の規定により補助金を交付する場合は、前金払いとする。

　（実績報告）

第11条　補助金規則第14条第１項の規定により補助金の交付を受けた団体が区長への報告に用いる書類は、都筑区災害時要援護者支援事業実績報告書（第７号様式。以下「事業実績報告書」という。）を用いなければならない。

２　事業実績報告書には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

　(1) 都筑区災害時要援護者支援事業収支決算書（第８号様式）

　(2) 支出に関する領収書及び経費支出を証する書類又はその写し。ただし、１件の金額が100,000円未満のものに係る領収書は、その提出を省略することができる。

　(3) その他区長が必要と認める書類

（補助金額の確定通知）

第12条　補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金額確定通知書（第９号様式）により行うものとする。

（補助金額の返還）

第13条　補助金規則第20条第２項の規定による補助金の返還の請求は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金返還請求書（第10号様式）により行うものとする。

（関係書類の保存期間）

第14条　補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、５年とする。

（書類の閲覧）

第15条　補助金の交付を受けた団体及び区長は、横浜市市民協働条例第７条の規定に基づき、個人情報に該当する部分を除いて、次に定める書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 補助金の交付を受けた団体 | 区長 |
| 閲覧場所 | 補助金の交付を受けた団体の事務所又は指定する場所 | 都筑区役所福祉保健課 |
| 閲覧時間 | 補助金の交付を受けた団体が指定する時間 | 月曜日から金曜日までの午前８時45分から午後５時00分まで。ただし、横浜市の休日を定める条例（平成３年12月横浜市条例第54号）で規定する休日を除く。 |
| 閲覧期間 | 第５条第２項、第３項に規定する書類及び交付決定通知書にあっては補助金の交付を受けた日から、第11条第１項及び第２項に規定する書類にあっては当該書類を区長に提出した日からそれぞれ２年間とする。 |

２　閲覧の申出は、閲覧に供するものに閲覧票（第11号様式）を提出することにより行う。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、区長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

１　この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

（施行期日）

　この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

（施行期日）

　　この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

（施行期日）

　この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第４条第１項の規定については、平成24年度以降に新規に申請を行った団体及び平成25年度末時点で未申請の団体のみ、平成26年度に限り、改正前の金額を上限とする。

（施行期日）

１　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

（施行期日）

　この要綱は、決裁完了日から施行する。

（施行期日）

　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（別表）

交付基準（第４条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象 | 補助対象経費 | 「災害時要援護者情報の提供に関する協定」に基づく都筑区からの要援護者情報の提供 | 補助限度額 |
| 都筑区内の地区連合町内会自治会のうち、災害時要援護者支援活動に取組む団体 | (1)要援護者の把握活動に関する経費(2)要援護者の訪問活動に必要な経費(3)要援護者の安否確認や避難誘導を目的とした訓練等に関する経費(4)広報などの事業実施に関する経費(5)その他区長が特に必要と認めた経費 | あり（情報共有方式による要援護者名簿の提供） | 15万円 |
| あり（同意方式による要援護者名簿の提供） | 10万円 |
| なし | ７万円 |